

若年がん患者の在宅療養サービス



利用料等を助成します



若年がんの方が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅療養サービス等の利用料の一部を助成します。

対象者 以下のすべてに該当する方

- ・鴻巣市に居住し、鴻巣市の住民基本台帳に記録されている方
- ・18歳以上 40歳未満の方
- ・がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）
- ・自宅での療養生活において支援及び介護が必要な方
- ・他の制度において、同等の補助または給付を受けていない方
- ・市税を滞納していない方



対象サービスと助成金額

対象サービス	対象サービスの例	助成金額
訪問介護		72,000 円/月を上限に、
訪問入浴介護		利用額の 9 割相当額を助成
福祉用具の貸与	車椅子、車椅子附属品、特殊寝台、特殊寝台附属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり（※）、スロープ（※）、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト（※）、自動排泄処理装置 ※工事を伴わないものに限る。	（訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与の合計額となります。）
福祉用具の購入	腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの釣り具の部分	90,000 円を上限に、1 回限り 購入費用の 9 割相当額を助成
意見書作成料		5,000 円を上限に、1 回限り助成



申請の流れ

1 利用申請 **※事前に利用申請が必要です。**

以下の書類を提出してください。

- ① 意見書(様式第1号)
- ② 鴻巣市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書(様式第2号)

2 利用決定の通知

申請内容を審査し、利用の可否を決定した上で、市から利用決定通知書を郵送します。

3 サービスの利用

サービスをご利用いただけます。

※利用申請書の提出日または意見書における医師の判断年月日のいずれか遅い日以後に利用するサービスが助成対象です。

4 サービス利用料の支払い

サービス提供事業者から請求された額の全額を支払い、領収書、明細書等を受け取ってください。

5 助成金の交付申請 **※サービスを利用した月ごとに申請が必要です。**

サービスを利用した月ごとに、以下の書類を提出してください。

- ① 鴻巣市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第5号)
- ② 助成対象経費の支払いが確認できる領収書及び明細書等

6 交付決定・申請者への支払い

請求内容を審査し、適当と認められた場合は、市から交付決定通知書を郵送します。

指定の口座に助成金を振り込みます。

申請に必要な書類は保健センター窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。



←ホームページは
こちらから

申請・問い合わせ先: 鴻巣市健康づくり課(鴻巣市保健センター)

鴻巣市中央2-1 TEL: 048-543-1561